

● 最終的な不納欠損額（平成11年度まで）

税目	旧金田町		旧赤池町		旧方城町		計	
町民税	7件	15万8,972円	151件	538万3,400円	606件	1,541万0,764円	764件	2,095万3,136円
固定資産税	53件	560万0,560円	139件	1,078万7,688円	667件	3,367万8,040円	859件	5,006万6,288円
軽自動車税	4件	3万1,400円	208件	108万2,200円	191件	38万9,300円	403件	150万2,900円
国民健康保険税	33件	227万1,604円	127件	1,344万1,000円	41件	1,000万0,250円	201件	2,571万2,854円
合計	97件	806万2,536円	625件	3,069万4,288円	1505件	5,947万8,354円	2227件	9,823万5,178円

- ▼ 納税者の金融機関の口座引き落とし利用の推進
- ▼ 滞納者に対する催告書等の送付の見直しと改善
- ▼ 滞納者への取り組み強化
- ▼ 法的措置を含む事務の強化
- ▼ 徴収体制の充実

- ◎ 今後の徴収の取り組み
- ◎ 滞納者の金融機関の口座引き落とし利用の推進
- ◎ 滞納者に対する催告書等の送付の見直しと改善
- ◎ 滞納者への取り組み強化
- ◎ 法的措置を含む事務の強化
- ◎ 徴収体制の充実
- ◎ 不納欠損の経緯
- ◎ 福智町準備会の税務分科会（担当者レベル）で協議
- ◎ 福智町準備会の企画財政部会（課長レベル）で協議
- ◎ 福智町準備会の幹事会（助役・教育長・総務課長レベル）で協議（決裁）区分幹事会（平成17年7月19日協議決定）
- ◎ 福智町準備会の町長会で（平成17年7月19日協議決定）
- ◎ 42項目を協議、不納欠損ほか（平成17年7月21日報告決定）
- ◎ 旧3町にて不納欠損（平成18年3月3日処理）

※ 不納欠損とは

滞納分の徴収金が徴収できなくなったとして、その調定の金額を消滅させることを不納欠損といいます。地方税法などで定められている不納欠損の条件としては主に次のようなことがあります。

▶ 滞納処分の停止（地方税法第15条の7第4項）

滞納処分する財産がないときや滞納処分をすることで生活が著しく困難になるとき、また滞納者が所在不明の場合は、滞納処分の停止をすることができます。この停止が3年間継続したときは、納付・納入義務が消滅します。

▶ 執行停止後即欠損（地方税法第15条の7第5項）

滞納処分の執行を停止した場合、徴収金を徴収できないことが明らかなきは、地方公共団体の長がその徴収金の納付・納入義務を直ちに消滅させることができます。

▶ 消滅時効（地方税法第18条）

地方税の徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しなければ時効によって消滅します。ただし、時効の中断がなされた場合は徴収権が継続し、その中断からさらに5年間、徴収権を行使できます。

▶ 時効の中断

時効は、次のことによって中断させることができます。

- ① 納付・納入に関する告知（地方税法第18条の2第1項）告知書で指定した納付・納入期限までの期間
- ② 督促（地方税法第18条の2第1項第2号）督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までの期間
- ③ 交付要求（地方税法第18条の2第1項第3号）交付要求されている期間
- ④ 催告（民法第153条）催告書を発送した日の翌日から起算して6か月以内に差し押さえ、または交付要求をしたとき
- ⑤ 差し押さえ（民法第147条）滞納処分の終了または差し押さえの解除までの期間
- ⑥ 承認（民法第147条）一部納付・納入、期限後申告、修正申告、徴収猶予の申請または納付誓約書の提出があったとき

※ 時効の中断とは別に、徴収猶予または換価の猶予期間、相続財産に関する相続人の確定、管理人の選定、破産の宣告があったときなどは、時効の完成が猶予される時効の停止があります。

平成18年7月1日

住民の皆様へ

福智町長 浦田 弘二



不納欠損についてのおわびと今後の徴収について

すでに報道等でご存じかと思いますが、この度の税の*不納欠損処理につきまして、新生「福智町」が発足した早々、住民の皆様に行行政への信頼を損なうこととなり、深くおわびを申し上げます。

今回の不納欠損は、新町発足に向けた福智町準備会で決定し、旧町で処理しました。1250項目にわたる旧3町のすり合わせが急務だったとはいえ、わたくしも旧赤池町の町長として決裁しており、熟慮が足りなかったと深く反省しています。

この不納欠損は、死亡や居所不明のケースをはじめ、換価すべき財産がなく、滞納処分停止をしても資力の回復が望めないもの、あるいは、資産に乏しく、有効な徴収手段を執り得ないものを中心とす。しかしながら、今回の処理を再度見直した結果、当初の金額に徴収権の時効消滅を完全にむかえていないものも含まれていたことが発覚しました。福智町において4,950万6,710円にあたる453件を直ちに修正し、最終的な不納欠損額を9,823万5,178円に改めたところです。

今日の厳しい経済情勢の中で、納税されている皆様の立場としては、不自信、不公平感をお持ちになると同時に、納得いかに面や行政の努力が足りないのご指摘をいただくことは当然であります。このことをわたくしどもは真摯に受け止め、福智町において改善すべく、取り組みを進めてまいり所存です。

旧3町でそれぞれの職員は、限られた人員の中で工夫しながら、徴税の手だてを講じてきましたが、今回のことを踏まえ、今後、福智町では納税されている方々に不自信や怒りを与えることのないよう「公平公正な納税」を常に念頭に置き、徴収体制を強化し、滞納者に対する法的措置等も含めた対策を講じていきたいと考えています。

今回、住民の皆様への納税意欲を損なうことにつながり、大変申し訳なく重ねておわび申し上げます。今後、徴収業務に全力で取り組み、その姿勢を住民の皆様へ示しながら行政への信頼回復に努めてまいりことをここでお願い申し上げます。